

道路法の一部改正について

平成19年2月19日
国土交通省道路局

●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

<日切れ扱い>

都市機能の高度化及び居住環境の向上を図るため、国土交通大臣による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限の延長、防災街区整備地区計画の区域内において建築物の容積を配分する制度の創設、市町村による国道又は都道府県道の管理の特例措置の拡充等を行う。

都市の再生・地域の活性化

民間活力による都市開発

都市の「負の遺産」の解消

地域の担い手への支援

都市再生特別措置法、密集市街地整備法、道路法等の改正

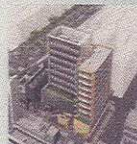
都市再生の起爆剤となる拠点整備

都市再生緊急整備地域

まちづくり交付金の計画区域

民間都市再生事業計画

民間都市再生整備事業計画



【東京ミッドタウン】【高松丸亀町商店街】【飯田市橋南再開発】

- ・民間都市再生事業計画の認定申請期限の延長
- ・都市再生機構によるまちづくり交付金の計画の作成支援業務の期限の延長

都市の競争力・成長力の強化、経済の好転の地方都市への波及

地域の担い手を活かした地域の活性化

都市再生整備協議会の創設

構成員

- ・市町村、都市再生整備推進法人等の指定法人、NPO法人等

市町村のまちづくりに対する地域の担い手のニーズの反映

都市再生整備推進法人の指定制度

民間都市開発
推進機構

市町村

指定

都市再生整備推進法人

助成

助成

地域資源を活用した特色あるまちづくりへの支援



景観形成・観光振興等の住民等が行うまちづくり事業

都市の「負の遺産」である密集市街地の早期解消

密集市街地 全国約25,000ha

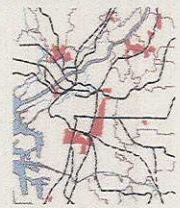
重点密集市街地 全国約 8,000ha

→最低限の安全性確保に向けた進捗状況は約3割(H17)



【東京】

重点密集市街地: 約2,300ha



【大阪】

重点密集市街地: 約2,300ha

- ・道路と一体的に整備する受け皿住宅等の敷地に容積を移転できる地区計画制度の創設
- ・老朽住宅居住者の受け皿を、地方公共団体の要請により都市再生機構が整備
- ・用地買収方式による第二種市街地再開発事業の面積要件を緩和
- ・権利変換手法による防災街区整備事業の地区要件を緩和

- ・危険な老朽住宅の除却及び地区の特性に応じた規制の合理化による建替えの促進
- ・面的整備事業による基盤整備と建替えを一体的に推進

地域のニーズに即した柔軟な道路管理制度

- ・市町村による国道・都道府県道の歩道等の整備の代行、要請
- ・道路管理者と沿道住民による道路外利便施設の協定制度、NPO等による道路占用の特例

安全な歩行空間、地域のにぎわい
・交流の場としての道路の多様な機能の発揮



道路法の一部改正案の概要

<改正のねらい>

道路の機能として、これまで重視してきた自動車交通の一層の円滑化と安全に加え、安全な歩行空間としての機能や地域のにぎわい・交流の場としての機能など道路が有する多様な機能を発揮するため、**都市の再生や地域活性化を担う市町村や沿道住民等のニーズに即して柔軟に道路管理を行うことができる制度の構築。**

1 市町村を主体とした歩行空間等の整備・管理

(1) 市町村による国道又は都道府県道の管理の特例

地域住民の生活空間、歩行空間としての道路の管理を、地域のニーズを反映して柔軟に行うため、都市再生整備計画の区域に加え、全国的に市町村自らが権限を代行して歩道の整備等を行うことができることとする。

(2) 安全な歩行空間等の整備のための市町村による要請制度

地域住民の通行の安全を確保するため、市町村は道路管理者に対し、交差点付近の歩道等の整備を要請することができることとする。 <カラー舗装、クランクの整備>



2 沿道住民やNPO等と連携した道路・沿道空間の一体的管理

(1) 道路外利便施設の管理に関する協定



道路区域外にあるが、歩行者等の利便を増進する施設(例:並木、街灯、ベンチ等)。

道路管理者と沿道住民(施設所有者)が協定を締結し、道路と沿道の施設を一体的に管理。施設所有者がかわっても協定の効力は承継。

<フラワーポットの設置>



(2) NPO等が設置する並木、街灯等に関する道路占用の特例
NPO等の非営利法人が設置する並木、街灯、フラワーポット等については、道路管理上必要なものとして許可要件を簡素化する。

3 その他

(1) 有料駐輪場制度の創設

道路管理者は、駐輪場に自転車を駐車させる者から駐車料金を徴収できることとする。

